

日本農林規格の見直しについて

「生産情報公表農産物」

23消安第4119号

平成24年1月30日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

日本農林規格の確認及び改正について（諮問）

下記1から6までに掲げる日本農林規格の確認及び下記7から17までに掲げる日本農林規格の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）
- 2 豆乳類の日本農林規格（昭和56年11月16日農林水産省告示第1800号）
- 3 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第531号）
- 4 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（平成8年3月28日農林水産省告示第388号）
- 5 生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）
- 6 りんごストレートピュアジュースの日本農林規格（平成19年10月30日農林水産省告示第1348号）
- 7 食用植物油脂の日本農林規格（昭和44年3月31日農林省告示第523号）
- 8 植物性たん白の日本農林規格（昭和51年9月11日農林省告示第838号）
- 9 ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和52年10月8日農林省告示第1015

号)

- 10 食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和54年10月12日農林水産省告示第1424号）
- 11 精製ラードの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第988号）
- 12 ショートニングの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第989号）
- 13 煮干魚類の日本農林規格（平成6年8月9日農林水産省告示第1132号）
- 14 果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）
- 15 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成14年7月24日農林水産省告示第1305号）
- 16 農産物漬物の日本農林規格（平成17年11月14日農林水産省告示第1752号）
- 17 パン粉の日本農林規格（平成19年11月28日農林水産省告示第1491号）

生産情報公表農産物の日本農林規格の見直しについて（案）

平成24年2月24日
農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条の規定及び「JAS規格の制定・見直しの基準」（平成21年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）について、特色規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

2 内容

生産の実情等を踏まえ、現行の「生産情報公表農産物の日本農林規格」については改正点はなく、適正であると確認する。

生産情報公表農産物について

1 規格の位置付け

生産情報公表農産物は、生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表している農産物である。生産情報公表農産物の日本農林規格は「特色規格」として位置付けられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

- ・認定生産行程管理者数：11
- ・認定小分け業者数：14
- ・格付数量の推移

(単位：t)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
格付数量*	9,250	10,149	11,040	6,095	7,410

※：(有)リーファース等11登録認定機関調べを集計

- ・他法令での引用：特になし

3 将来の見通し

格付数量は平成20年度まで微増傾向であった。平成21年度は天候不順により一時的に格付数量の減少がみられたが、平成22年度はやや回復した。今後は天候不順がなければ格付数量に大きな変化はないと考えられる。

4 国際的な規格の動向

国際規格はない。

生産情報公表農産物の日本農林規格

制 定 平成 17 年 6 月 30 日農林水産省告示第 1163 号
 改 正 平成 18 年 2 月 28 日農林水産省告示第 210 号
 最終改正 平成 20 年 5 月 20 日農林水産省告示第 749 号

(目的)

第 1 条 この規格は、生産情報公表農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生産情報	<p>農産物の生産に係る次に掲げる情報をいう。</p> <p>(1) 生産者（ほ場及び栽培施設（以下「ほ場等」という。）における栽培管理を行う者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 14 条第 2 項又は同法第 19 条の 3 第 2 項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の情報を公表する場合にあっては、当該認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名又は名称及び住所）</p> <p>(2) ほ場等の所在地</p> <p>(3) 収穫期間</p> <p>(4) 生産者が使用した農薬（農産物の生産に用いた種苗に使用された農薬を含み、特定農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項ただし書に規定する特定農薬をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の農薬の使用回数が異なる場合にあつては、最多使用回数及び最少使用回数）</p> <p>(5) 生産者が使用した特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の特定農薬の使用回数が異なる場合にあつては、最多使用回数及び最少使用回数）</p> <p>(6) 生産者が施用した肥料（土壌改良資材（地力増進法施行令（昭和 59 年政令第 299 号）に規定する土壌改良資材をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）</p>

	<p>の種類及び施用量（複数のは場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該は場等において施用された同一種類の肥料の施用量が異なる場合にあつては、最多施用量及び最少施用量）</p> <p>(7) 生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量（複数のは場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該は場等において施用された同一種類の土壌改良資材の施用量が異なる場合にあつては、最多施用量及び最少施用量）</p> <p>(8) 生産者が使用又は施用した(4)から(7)までの生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的</p>
生産情報公表農産物	次条から第6条までの規格に適合する農産物をいう。
農産物識別番号	同一の生産情報及び第5条に掲げる情報を有する農産物を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理者が農産物ごとに定めるものをいう。
化学合成農薬	農薬のうち化学的に合成されたもの（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬を除く。）をいう。
化学肥料	肥料のうち化学的に合成されたものをいう。
窒素分量	生産者が施用した化学肥料に含まれる窒素成分の総量を10アール当たりの量に換算した量をいう。

（生産情報公表農産物の規格）

第3条 生産情報公表農産物の生産の方法についての基準は、生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。

第4条 生産情報公表農産物の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	<p>次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。</p> <p>(1) 農産物識別番号</p> <p>(2) 生産情報の公表の方法</p>
表示の方法	<p>生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号又は玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）第3条第1項第1号に掲げる事項、農産物識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定</p>

	<p>する方法により行われていること。</p> <p>(1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表農産物」と記載すること。</p> <p>(2) 農産物識別番号 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p> <p>(3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p>
表示禁止事項	表示事項の基準に掲げる事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

(化学合成農薬削減割合等の規格)

第5条 認定生産行程管理者は、第3条の公表のほか、次に掲げる情報を公表することができる。

(1) 次の計算式により計算した化学合成農薬の削減割合（以下「化学合成農薬削減割合」という。）

$$\text{化学合成農薬削減割合} = \left[1 - \frac{A}{B} \right] \times 10$$

A = 農産物に現に使用した化学合成農薬の使用回数

B = 農産物の栽培地の属する地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。以下同じ。）の区域において当該農産物に使用される化学合成農薬の平均的な使用回数を考慮して地方公共団体が定める化学合成農薬の使用回数（以下「平均使用回数」という。）

(注) 化学合成農薬削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 次の計算式により計算した化学肥料の削減割合（以下「化学肥料削減割合」という。）

$$\text{化学肥料削減割合} = \left[1 - \frac{C}{D} \right] \times 10$$

C = 農産物に現に施用した化学肥料の窒素成分量

D = 農産物の栽培地の属する地方公共団体の区域において当該農産物に施用される化学肥料の平均的な窒素成分量を考慮して地方公共団体が定める化学肥料の窒素成分量（以下「平均窒素成分量」という。）

(注) 化学肥料削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てる。

- 2 化学合成農薬削減割合を公表する場合には、当該化学合成農薬の削減割合の計算に用いた平均使用回数及び平均使用回数が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。
 - 3 化学肥料削減割合を公表する場合には、現に施用した化学肥料の窒素分量を農産物識別番号ごとに正確に記録し、その記録を保管し、事実即して公表するとともに、当該化学肥料削減割合の計算に用いた平均窒素分量及び平均窒素分量が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。
- 第6条 化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項のいずれか又はすべてを表示してあること。 (1) 化学合成農薬削減割合 (2) 化学肥料削減割合
表示の方法	化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 化学合成農薬削減割合 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に「化学合成農薬削減割合：○割（対○○平均使用回数比）」と記載すること。 (注) ○には整数を、○○には化学合成農薬削減割合の算定に使用した平均使用回数を定めた地方公共団体の名称を記載すること。 (2) 化学肥料削減割合 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に「化学肥料削減割合：○割（対○○平均窒素分量比）」と記載すること。 (注) ○には整数を、○○には化学肥料削減割合の算定に使用した平均窒素分量を定めた地方公共団体の名称を記載すること。
表示禁止事項	表示事項の基準に掲げる事項の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

附 則（平成20年5月20日農林水産省告示第749号）

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の生産情報公表農産物の日本農林規格により格付の表示が付された生産情報公表農産物については、なお従前の例による。

(最終改正の施行期日)

平成20年5月20日農林水産省告示第749号については、平成20年6月19日から施行する。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成22年9月29日（水）

10時00分～

場所：農林水産省第3特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 日本農林規格の見直しについて

- ・生産情報公表農産物の日本農林規格
- ・豆乳類の日本農林規格
- ・畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格
- ・にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格
- ・煮干魚類の日本農林規格
- ・農産物漬物の日本農林規格
- ・果実飲料の日本農林規格
- ・りんごストレートピュアジュースの日本農林規格
- ・炭酸飲料の日本農林規格

(2) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 日本農林規格の見直しに係るFAMIC作成案
 - ①「生産情報公表農産物」
 - ②「豆乳類」
 - ③「畜産物缶詰及び畜産物瓶詰」
 - ④「にんじんジュース及びにんじんミックスジュース」
 - ⑤「煮干魚類」
 - ⑥「農産物漬物」
 - ⑦「果実飲料」
 - ⑧「りんごストレートピュアジュース」
 - ⑨「炭酸飲料」
- 3 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏名	役職
◎ 阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学 応用生命科学部 教授
◎ 粟生 美世	社団法人栄養改善普及会 理事
○ 井岡 智子	消費科学連合会
◎ 上田 要一	財団法人食品産業センター 参与
○ 蒲生 恵美	公募委員
○ 河道前 伸子	全国消費者協会連合会 食品安全対策委員会 委員長
○ 倉石 要一	東海漬物株式会社 取締役 品質保証室 室長
○ 近藤 敦士	秋本食品株式会社 湘南工場 工場長
○ 澤木 佐重子	社団法人全国消費生活相談員協会
○ 田丸 せつ子	全国生活学校連絡協議会 監事
○ 土橋 芳和	社団法人日本缶詰協会 技術部長
○ 中嶋 玲子	公募委員
○ 仲田 恵利子	関西生活者連合会 理事
◎ 仲谷 正員	日本チェーンストア協会 食品委員会 委員
◎ 夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
○ 畠山 俊次	カゴメ株式会社 東京本社 品質保証部長
○ 雛本 恵子	社団法人全国清涼飲料工業会 技術部長
○ 堀江 雅子	財団法人ベターホーム協会 常務理事
○ 本多 芳孝	マルサンアイ株式会社 開発統括部 研究室長
○ 丸山 豊	日本オーガニック検査員協会 理事長
○ 山崎 高志	ヤマキ株式会社 品質保証部長
○ 渡邊 健介	社団法人日本果汁協会 技術委員会 委員長

(注) ◎：農林物資規格調査会委員

(五十音順、敬称略)

○：農林物資規格調査会専門委員

パブリック・コメント等募集結果

生産情報公表農産物の日本農林規格の確認案

○ 確認案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H23.6.1～6.30）

(1) 受付件数 21件（個人21）

(2) 意見・情報
別紙のとおり

生産情報公表農産物の日本農林規格の確認案に対して寄せられた意見の概要
及び意見に対する考え方について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方（案）
<p>農作物中に含有する放射性核種の種類とそれぞれの量を生産履歴に加えることを求める。</p>	<p>21</p>	<p>生産情報公表農産物の規格は、生産者が行う生産の方法についての基準を定めたものです。</p> <p>放射性物質は、他の汚染物質と同様に、農業生産で意図的に使用された結果含有されているものではありませんので、その含有量は、この規格の対象とはなりません。</p> <p>しかしながら、食品衛生法に基づく暫定規制値や規格基準に整合しないものは、販売することはできません。</p>